**資料１**

令和３年度

実地指導の結果について

実地指導とは、都道府県および市町村から担当者が介護サービス事業所へ出向き、適正な事業運営が行われているか確認するものです。

実地指導は、介護サービス事業者の育成・支援に主眼をおきつつ、制度管理および保険給付の適正化と、よりよいケアの実現に繋げることを目的として行います。

草津市の条例や国の省令や通知などに基づき、作成された自主点検票や勤務体制等を実地指導前に提出していただき、実地指導当日は、自主点検票の内容に沿いながら管理者等に確認をしていき、指導を行います。

なお、実地指導は監査ではありませんが、実施指導の際に、著しく不適切な点が見受けられた場合、監査に移行する場合があります。

**【１】令和３年４月以降の実地指導について**

昨年度については、新型コロナウイルス感染拡大の危険性や利用者の心理面への配慮などの観点から外部の人間と接触の機会を極力さける指導方法に切り替え、書面での審査による指導も併用しておりましたが、今年度については、感染状況を見極めながら、現場を訪問し対面で指導等を行う、本来の実施方法で実地指導を行いました。

**【２】実地指導の状況について**

市内事業所数は83事業所あり（Ｒ3.５.１時点）、そのうち、今年度の指導対象とする事業所は25事業所と計画しておりました。

Ｒ４.３.２４時点で、指導を実施している事業所は２２事業所となっております。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 市内事業所数（R3.5.1時点） | Ｒ２実績 | 実施計画数（予定） | **Ｒ３実施数****(R4.3.24時点)** |
| 認知症対応型通所介護 | ２ | １ | ０ | **０** |
| 認知症対応型共同生活介護 | ７ | ０ | ０ | **０** |
| 小規模多機能型居宅介護 | ９ | ２ | ２ | **２** |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | １ | ０ | １ | **１** |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | １ | ０ | １ | **０** |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | ５ | ２ | ０ | **０** |
| 地域密着型通所介護 | １８ | １０ | ５ | **５** |
| 地域包括支援センター | ６ | ０ | ０ | **０** |
| 居宅介護支援 | ３４ | １３ | １６ | **１４** |
| 合計 | ８３ | ２８ | ２５ | **２２** |

**【３】指導結果の主な項目について**

「実地指導」の指導結果には２種類あり、軽微な内容については「口頭指示」、加算の要件を満たさずに介護報酬請求を行った等、過誤請求が生じる内容は「文書指摘」を行います。

そのため、文書指摘があった事業所については、翌年度に再度実地指導を行なっています。

　今年度は、現時点で居宅介護支援事業所４事業所に文書指摘を行いました。

|  |  |
| --- | --- |
| **サービス種別** | **指導内容（口頭指示）** |
| 全てのサービスに共通 | ★衛生管理等について、委員会の設置・開催、指針の整備、研修および訓練の実施を図ること。★人権擁護および虐待防止について、委員会の設置・開催、指針の整備、研修の実施、担当者を設置すること。★業務継続計画（※１）を策定すること。◎受給資格等の確認について、被保険者の要介護認定の有無及び有効期間等の確認を行う必要があることから、被保険者証や負担割合証の原本を、毎月確認すること。 |
| 地域密着型通所介護 | **【運営規程について】**●利用料等について、負担割合が「１割又は２割」となっているため、負担割合に関する規定を修正すること。**【重要事項説明書について】**●職員体制について、生活相談員・介護職員・看護職員など、実態に即した人数と勤務形態（常勤・非常勤など）を記載すること。 |
| 居宅介護支援居宅介護支援 | **【重要事項説明書について】**●指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が利用者の希望に基づき作成されるものであるため、①利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること②利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定由の説明を求めることができることについて、文書を交付して説明し、理解したことについて署名を得ること。●前６月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前６月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画位に置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の居宅サービス事業者または、地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき、利用者へ説明を行い、理解を得ること。【**指定居宅介護支援の基本取扱方針について**】●居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス事業所と継続的に連携し、意識の共有を図り、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性を確認すること。●入院時情報連携加算を算定する場合は、情報提供の内容や提供手段（面談・FAX等）等について居宅サービス計画等に記録すること。 |
| **サービス種別** | **指導内容（文書指摘）** |
| 居宅介護支援 | ●介護保険法第２３条に基づく実地指導について、文書の提出等を求めているにも関わらず、提出期限を過ぎても書類の提出がなかった。法令等の理解を深めるための改善計画を提出すること。●退院退所加算のうち、算定要件にカンファレンス参加を伴うものについて、加算に規定するメンバー（※２）が出席できていない事例を確認した。このケースについて事業所から国保連合会に過誤調整を実施し、草津市に報告すること。● 要介護認定等の申請に係る援助について、新規申請・更新申請だけでなく、軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付についても、必要な援助を期限内に行えていなかったことを確認した。軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付については、顛末書を添付し、早急に申請手続きを進めること。 |

「★」の項目については、今年度の介護保険法改正により、新たに指定基準として追加された項目となっており、運営規程に反映されていない事業所が多く見受けられました。３年の経過措置があるため、令和６年３月３１日までに対応する必要がある基準となっておりますが、**「業務継続計画」については、感染症や非常災害時の発生において、サービスの提供を継続的に実施するための計画であるため、速やかに計画を作成するよう、お願いします。**

※１「業務継続計画」とは、

大地震等の自然災害、感染症のまん延や大事故等、突発的な経営環境の変化等、不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または、中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことを指します。

※２「加算に規定するメンバー」とは、

⇒別添の「退院退所加算（参考資料）」をご確認くさだい。

**【４】実地指導の結果についての今後の対応**

**３ページの【全てのサービスに共通】する【指導内容（口頭指示）】の【◎】の**

**項目について**

**「◎受給資格等の確認について、被保険者の要介護認定の有無及び有効期間等の確認を行う必要があることから、被保険者証や負担割合証の原本を、毎月確認すること。」**については、平成３０年度の集団指導で指導した内容になりますが、それ以降、実地指導の場で全てのサービス事業所において、再度お伝えしているにもかかわらず、未だに浸透しておらず、改善が見られていない状況であると感じております。

事業所は、給付管理を行う上で、介護保険被保険者証および負担割合証の**原本**を**毎月**、確認していただく必要があるため、適切なご対応をお願いいたします。

**【５】実地指導により確認できた好事例**

実施指導で現場の声をお聞かせいただく中で、無理なく継続可能な形で様々な工夫が見受けられる事例がありましたので、ご紹介させていいただきます。

**【職員のスキルアップのための工夫】**

＊事業所内のケアマネジャー同士で、それぞれのケアプランをチェックし合う。

➝ 不適切な文言などの確認・修正を行なうとともに、利用者の状態を多面的に把握することが可能となる。また、職員間のＯＪＴとしても機能する。

**【契約手続きの透明化】**

＊サービス提供開始の契約時を２名体制で行う。

➝　契約内容の説明に偏りがないか、漏れがないか、利用者が正しく理解されたうえで契約締結に至っているかを確認し、契約手続きの透明化を図る。

　　また、職員の説明を、同行する職員が聞く機会がＯＪＴとしても機能する。

**【「ヒヤリハット」に関する認識の共有】**

＊些細な「ヒヤリハット」を見逃さず、事業所内で報告・情報共有をすることを徹底している。

➝　実地指導で「苦情はこれまでありません。」と回答される事業所が時々みられるが、一つの事象に対して多角的な視点による考察が行われないまま、事故や苦情に発展する可能性があるため、些細な事象でも、事業所内で共有することにより、複数の視点による確認を行っている。

**【事業所連携による利用者の保護】**

≪個別事例≫

＊本人に対する夫からの虐待になりそうなケースを居宅介護支援事業所で抱えていた。虐待の相談窓口である地域包括支援センターへ相談した上で、利用している通所介護事業所（デイサービス）にも相談した結果、デイサービスの職員も帰りの送迎時に夫と少し話す時間を作ってみてはどうか？という提案をいただき、夫のストレス解消を図った。

　　その結果、本人と夫はうまく付き合いながら、現在も在宅での生活を継続できている。

➝　居宅介護支援事業所単独では、解決の糸口がつかめない事例であっても、他のサービス事業所と１つのチームとして情報共有や相談等することで、様々な視点の意見を集めることが出来た。